

広報しろいし

発行役議集と市審白企石画

所室 桜路35
TEL (代) 5-2111
発行定日 每月1日
(売価1部2円)

市議会定例会

勤労青少年ホーム

建設などを審議

▽第百五回定例市議会は、六月十五日から二十一日まで開かれ、△般、特別会計補正予算案など九議案が原案どおり決まりました。△

採択された そのおもなものは

○勤労青少年ホームを四千五百六十万五千円で鉄筋コンクリート三階造りを建

○農業振興対策 設し、内部には軽スポーツ室、各種講習室、娯楽室、図書室などを設け、勤労青少年の育成をはかる。

○入山林道改良費百六十三万三千円。

○白川地区簡易水道設置に

ついて請願 二百七十六万五千円で鉄筋コンクリート三階造りを建

○農道改修ならびに鉄道路線を通り神領までの六千六百尺が市道になりました。

○市営住宅二十戸建設費一千八百五十万八千円。

○タンク付ポンプ自動車購入費三百五十万円。

○小原小学校分校統合により本校に特別教室新築費五百三十万三千円。

○大鷹沢田中部落の上水道事業費三千五百七十八万四千円。

○道路改修に関する請願 五百六十万円。

○たばこ耕作省力化促進事業費助成方請願 五百六十万円。

○導入促進方請願 五百六十万円。

第20回社会を明るくする運動

7月1日～31日

国民会を築こうとする全国的な運動が「社会を明るくする運動」で、七月中を強調月間としております。

7月1日 国民安全の日 生活のすべてに安全を

おたがいに 心のふれ合う

明るい社会

する決議 これは今日に

おける国民医療の危機は、

医療保険制度に対する責任

体制がきわめて不充分であるため、責任体制の確立

とともに、医療制度、支払

改革を行すべきもの、とし

て関係機関に対する決議。

○白石市総合計画審議会設

立や、将来の発展計画の

樹立のため審議会を設け市

の発展をはかる決議。

○白石市開発公社設立に関

する決議 これは、最近の社会的連帶

をとはず、中流家庭の青少年

が、犯罪を犯して、犯罪の防

止と罪を犯す問題として、各地域ごとに会合

を開き、「社会的連帶の強化と青少年の非行防止」を

標題にして運動します。

産業経済の急激な発展と

交通機関の発達により、全

国的に都市化現象がすみ

ままで、良い伝統とみら

れていた地域社会における

立場が、かたい社会的連帯に悪い影

響を与えています。

青少年の非行の現況は、

都市集中化、広域化的傾向

をはかるために、本公社を設立し、市の発展に貢献

せんとする決議。

○福岡中学校に鉄筋コンク

リート二階造り、四十八人

収容の寄宿舎改築費一千四

百三十九万三千円。

○移動図書館用の自動車購入費百万円。

○以上の他に、市の施設拡

充に伴ない職員の定数を二

三万七千円となりましたが、

提案された議案のうち、人事案件では固定資産評価員に税務課長半沢嘉一が選任されました。

一般会計補正予算は、一億七千四百四十一万六千円

が追加されて九億九千七百

三万七千円となりましたが、

小野定雄

○提案された議案のうち、人事案件では固定資産評価員に税務課長半沢嘉一が選任されました。

一般会計補正予算は、一

億七千四百四十一万六千円

が追加されて九億九千七百

三万七千円となりましたが、

充に伴ない職員の定数を二



日本脳炎の予防接種

◎ 対象 三才以上の人、去年受けた人は一回、初めて受ける人は二回

◎ 料金 一回百五十円

(第一回目)

◎ 日時・場所

六日 福岡地区・白石地区

七日 白石地区・市民会館

八日 大平地区・大平分室

九日 越河地区・越河公民館

十日 小原地区・小原公民館

十一日 大鷹沢地区・大鷹沢小学校

十二日 白川地区・白川公民館

十三日 福岡地区

十四日 越河、斎川、大平

十五日 越河、斎川、大平

◎ 実施日程
(第二回目)
七月二十四日と同一日です。

りよだ保健センター
の二地区
十六日 大鷹沢、白川
十七日 小原地区
二十四日 白石地区
実施場所と時間は第一回目と同じです。

結核検診

結核検診は、未就学の子供、小学校から大学までの学校へ行っている人、健康保険適用事業所の職員を除く全市民が受検しなければなりません。

この検診は七月二十七日から八月八日まで実施いたします。各個人宛に実施日時、場所の通知を差し上げますから必ず受検してください。

愛の血が
今日も生命の
灯をともす

郷土の文化財 陣場山

慶長五年（一六〇〇年）台地に続いている西方には

防法により医師の診断書を受検しなかつた事由消滅後一ヶ月以内に提出してもらいます。

各個人宛に実施日時、場所の通知を差し上げますから必ず受検してください。

受検しない人は、結核予防法により医師の診断書を提出してもらいます。

受検しなかつた事由消滅後一ヶ月以内に提出してもらいます。

各個人宛に実施日時、場所の通知を差し上げますから必ず受検してください。

受検しない人は、結核予防法により医師の診断書を提出してもらいます。

受検しなかつた事由消滅後一ヶ月以内に提出してもらいます。

各個人宛に実施日時、場所の通知を差し上げますから必ず受検してください。

受検しない人は、結核予防法により医師の診断書を提出してもらいます。

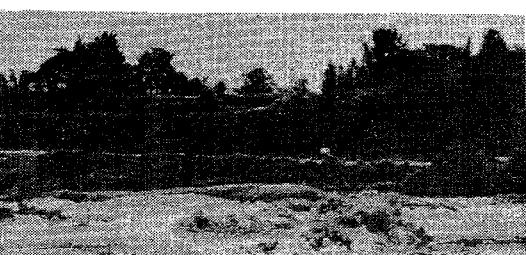
受検しなかつた事由消滅後一ヶ月以内に提出してもらいます。

各個人宛に実施日時、場所の通知を差し上げますから必ず受検してください。

受検しない人は、結核予防法により医師の診断書を提出してもらいます。

受検しなかつた事由消滅後一ヶ月以内に提出してもらいます。

各個人宛に実施日時、場所の通知を差し上げますから必ず受検してください。



日曜当番医

無料巡回更生相談

◎ 脱体の不自由な人
◎ 眼の不自由な人
◎ 掛金（月額）

○場所と時間はいずれも市立・午後二時

○整形外科と眼科の専門医が相談に当たります。
○手帳、印かんを持参

○申込・その他
○問い合わせ、申込みは市福祉事務所へ。

心身障害者
扶養共済制度
心身障害者をもつ保護者の最も大きな悩みは、自分が元気なうちはともかく、自分の死後、誰がこの子の支給されます。

たとえば、年金受給者（障害者）に対して、その人が生存中年金として二十四万円（月額二万円）を毎年三月、六月、九月、十二月に

それぞれその月の分までが入申込みをすると六十五才までの人が加入できます。

四十四才まで 千三百円
四十五才以上 千五百円
三十歳才まで 千円
四十歳才まで 千三百円
四十五才以上 千五百円

月 日	内 科	外 科
七月一日	引地	大沼
二日	朝倉	水野
三日	加藤(司)	加藤(利)
四日	引地	宮城
五日	朝倉	加藤(大)
六日	加藤(大)	朝倉
七日	宮城	大沼
八日	水野	朝倉
九日	加藤(利)	引地
十日	大沼	加藤(大)
十一日	宮城	朝倉
十二日	朝倉	大沼
十三日	加藤(大)	引地
十四日	大沼	水野
十五日	朝倉	加藤(利)
十六日	宮城	引地
十七日	加藤(大)	朝倉
十八日	朝倉	大沼
十九日	大沼	水野
二十日	引地	加藤(利)
廿一日	朝倉	宮城
廿二日	加藤(大)	大沼
廿三日	大沼	水野
廿四日	引地	朝倉
廿五日	朝倉	加藤(利)
廿六日	大沼	宮城
廿七日	水野	朝倉
廿八日	加藤(利)	引地
廿九日	宮城	大沼
三十日	朝倉	水野

写真：陣場山をのぞむ